

スポーツ指導者資格等助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、草加市民のスポーツ振興と競技力向上並びに各種スポーツ指導者等の資質と指導力の向上を目的とし、指導者資格や審判資格等の取得を目指す公益財団法人草加市スポーツ協会（以下「協会」という。）加盟団体の会員及びその指導者に対し、予算の範囲内において助成することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象資格)

第2条 助成の対象となる資格は、公益財団法人日本スポーツ協会が規定する公認スポーツ指導員等の資格を基準とし、埼玉県や全国を統括するスポーツ・レクリエーション団体が認定する指導者資格・審判資格等とする。

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、協会加盟団体の会員及びその指導者で、当該年度内に資格取得のための講習等を修了した者とする。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、第2条に掲げる資格の取得に係る受講料並びに受験料、講習会参加費、テキスト代等及び初回の資格登録料とする。ただし、資格の更新や継続等に係る経費は助成対象外とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条に規定する経費の2分の1に相当する額とし、当該年度につき、1人上限50,000円以内、各団体100,000円以内とする。

(助成金の申請)

第6条 助成金の申請は、資格を取得するために必要な講習等を終了後、指導者資格等助成申請書（様式第1号及び様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、資格等を取得した時期に応じ7月・1月の各月末までに団体ごとにとりまとめるうえ、当協会会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

- (1) 受講修了証または資格認定証の写し
- (2) 講習会の内容がわかる書類（開催要項等）
- (3) 受講料・受験料・登録料等の領収証の写し（経費の内訳がわかるもの）
- (4) その他、会長が必要とする書類

(助成の決定)

第7条 会長は、前条の規定により申請があったときは、助成の目的及び内容が適正であるか必要な事項を確認のうえ助成金額を決定した後、各団体へ通知し助成金を支払うものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

スポーツ指導者資格等助成申請書

年 月 日

（公財）草加市スポーツ協会 会長 様

団体名

会長名

印

公益財団法人草加市スポーツ協会 指導者資格等取得助成事業の助成金を受けたいので次のとおり申請します。

No	資格取得者氏名	取得した資格の名称	助成申請額
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
合計金額			

<添付書類>

- (1) 資格取得者各個人の申請書（様式第2号）
- (2) ① 受講修了証または資格認定証の写し
② 講習会等の内容がわかる書類（開催要項等）
③ 受講料・受験料・登録料等の領収証の写し（経費の内訳がわかるもの）

様式第2号（第6条関係）

スポーツ指導者資格等助成申請書（個人記入用）

年 月 日

公益財団法人草加市スポーツ協会 指導者資格等取得助成事業の助成金を受けたいので次のとおり申請します。

助成対象者	加盟団体名	
	資格取得者氏名	
	住所	〒
	電話	
資格・講習会等	資格の名称	
	資格取得年月日	年 月 日（ ）
	講習会等の名称	
	主催団体名	
	期 日	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
	会 場	
資格取得に係る経費 （領収書等の合計額）		円
助成申請額 （上記経費の1/2）		円
添付書類	資格取得に係るもの	<input type="checkbox"/> 受講修了証または資格認定証の写し <input type="checkbox"/> 資格取得に係る受験料等の領収証の写し <input type="checkbox"/> 初回の登録料の領収証の写し
	講習会等に係るもの	<input type="checkbox"/> 講習会等の内容がわかる書類（開催要項等） <input type="checkbox"/> 講習会参加費・テキスト代等の領収証の写し（交通費・宿泊費・飲食費等は助成対象外） <input type="checkbox"/> その他（ ）

<申請期間>

資格を取得した期日に応じて申請の締切を定めています。

- ① 1月～6月の資格取得・・・8月15日
- ② 7月～12月の資格取得・・・2月15日